

# 小・中学生の医療費助成を拡大します

## 「乳幼児等医療費」改め

## 8月1日から「子ども医療費」へ

平成26年8月1日から乳幼児・重度心身障害者・ひとり親家庭の医療費助成の対象範囲が拡大となり、すべての小・中学生の保険診療に係る医療費自己負担金を助成します。



制度の名称 対 象	平成26年7月31日まで	平成26年8月1日から
		乳幼児等医療費
未就学児童	初診時一部負担（医科580円・歯科510円）	
小・中学生	入院のみ 初診時一部負担	初診時一部負担 （医科580円・歯科510円）

※重度心身障害・ひとり親家庭医療の助成を受けている小・中学生の助成も拡大になります。

各受給者の詳細や手続方法は以下のとおりです。

乳幼児等医療費受給者証をお持ちの方	
◎小・中学生の入院・通院（医科・歯科・調剤）の医療費を助成 ☆すべての小・中学生の保険診療に係る医療機関ごとの1か月の医療費自己負担額は下記のとおりです。	
初診時負担	1件につき医科580円・歯科510円
再診時	無料

※乳幼児等医療費受給者証が使用できるのは、安平町・苫小牧市・千歳市・厚真町・むかわ町・白老町の医療機関及び北海道子ども総合医療・療育センターです。

上記以外の医療機関を受診したときは、一度医療費を支払っていただき、後日役場で払い戻しの手続きを行ってください。

※現在、乳幼児等医療費受給者証をお持ちの方は原則手続き不要です。

※受給者証をお持ちでない方、平成26年1月2日以降に安平町へ転入された方は、下記の申請手続きが必要となります。

重度心身障害者・ひとり親家庭等医療費受給者証をお持ちの方	
☆重度心身障害者・ひとり親家庭等医療費受給者証をお持ちの小・中学生の保険診療に係る医療機関ごとの1か月の医療費自己負担額は下記のとおりです。	
初診時負担	1件につき医科580円・歯科510円
再診時	無料

・重度心身障害者・ひとり親家庭等医療費受給者の方は原則手続きが不要です

※平成26年1月2日以降転入された方は、下記の申請手続きが必要となります。